

青森県ゴルフ場における農薬の適正使用等に関する要綱

平成 2 年 9 月 10 日
青森県告示第 553 号

改正	平成 3 年 10 月 21 日	告示第 732 号
平成 5 年 2 月 12 日	告示第 87 号	
平成 8 年 11 月 27 日	告示第 759 号	
平成 9 年 10 月 3 日	告示第 660 号	
平成 12 年 3 月 13 日	告示第 182 号	
平成 14 年 2 月 27 日	告示第 67 号	
平成 22 年 12 月 8 日	告示第 822 号	
平成 26 年 1 月 8 日	告示第 5 号	
平成 30 年 3 月 30 日	告示第 267 号	
令和 2 年 7 月 17 日	告示第 587 号	

(目的)

第 1 この要綱は、ゴルフ場における農薬の使用等について必要な事項を定めることにより、農薬の安全かつ適正な使用等の確保を図り、もって生活環境及び自然環境の保全に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 農薬 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する農薬をいう。
- 二 ゴルフ場 ホールの数が 18 ホール以上であり、かつ、コースの総延長をホールの数で除して得た数値（以下「ホールの平均距離」という。）が 100 メートル以上のゴルフ場及びホールの数が 9 ホール以上 18 ホール未満であり、かつ、ホールの平均距離が 150 メートル以上のゴルフ場をいう。
- 三 ゴルフ場の設置等 ゴルフ場の設置又はその構造若しくは規模の変更（軽微な変更を除く。）をいう。

(環境保全協定の締結)

第 3 ゴルフ場の設置等を行おうとする者（以下「設置等予定者」という。）は、ゴルフ場の設置等に着手する前に、生活環境及び自然環境の保全のために必要な事項を内容とする協定（以下「環境保全協定」という。）を所在市町村（その区域内に当該ゴルフ場が設置され、又は当該ゴルフ場の設置が予定されている市町村をいう。以下同じ。）と締結するよう努めなければならない。

- 2 設置等予定者は、関係市町村（その区域内に当該ゴルフ場の設置等に伴って生活環境に影響を受けると認められる者が居住する市町村をいい、所在市町村を除く。以下同じ。）等から環境保全協定の締結を求められたときは、誠意をもってこれに応じなければならない。

(農薬の購入)

第4 ゴルフ場を経営する者（ゴルフ場を経営する者とゴルフ場を直接に管理し、及び運営する者が異なるときは、ゴルフ場を直接に管理し、及び運営する者をいう。以下同じ。）及び設置等予定者（ゴルフ場の設置等に係る工事が請負により行われるときは、当該工事の請負人をいう。第5において同じ。）は、農薬を購入しようとするときは、法第3条第1項の規定による登録を受けた製造者若しくは輸入者又は法第17条第1項の規定による届出のあった販売者から購入しなければならない。

(農薬の使用)

第5 ゴルフ場を経営する者及び設置等予定者（以下「ゴルフ場事業者」という。）は、農薬の使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 法第3条第1項若しくは第34条第1項の規定による登録を受けた農薬又は法第3条第1項ただし書に規定する特定農薬を使用すること。
- 二 法第16条の規定により表示された適用病害虫の範囲及び使用方法、使用上の注意事項その他の事項に基づいて、安全かつ適正に使用すること。

第6 ゴルフ場事業者は、農薬の使用に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- 一 できる限り、毒性の弱い農薬を使用すること。この場合において、法第26条第1項に規定する水質汚濁性農薬以外の農薬を使用すること。
- 二 農薬の量及びその使用頻度は、必要最小限にとどめること。この場合において、除草剤は、できる限り使用しないものとし、やむを得ず使用するときであっても、スポット処理にとどめること。

(農薬の保管)

第7 ゴルフ場事業者は、農薬の盗難、紛失、飛散、流出等を防止するため、施錠できる専用の保管庫に農薬を保管しなければならない。

- 2 ゴルフ場事業者は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項に規定する毒物及び同条第2項に規定する劇物に該当する農薬を、前項の保管庫の内部において、施錠できる専用の保管庫に保管し、当該専用の保管庫に「医薬用外毒物劇物」の表示をしなければならない。

(農薬使用管理責任者)

第8 ゴルフ場事業者は、農薬使用管理責任者を選任し、農薬の安全かつ適正な使用及び管理のため必要な業務を行わせなければならない。

- 2 ゴルフ場事業者は、農薬使用管理責任者を選任し、又は変更したときは、その日から30日以内に、その旨を知事に報告しなければならない。

(農薬使用管理責任者等の資質の向上)

第9 ゴルフ場事業者は、農薬使用管理責任者その他の職員を農薬の使用に関する講習会等に積極的に参加させ、その資質の向上に努めるものとする。

(農薬の使用実績の記録)

第10 ゴルフ場事業者は、知事が別に定める様式により、農薬の使用実績（病害虫の防除を委託した場合の当該委託先に係るものも含む。）を記録し、少なくとも3年間保存しなければならない。

(農薬の使用計画及び使用実績の報告)

第11 ゴルフ場を経営する者は、知事が別に定める様式により、毎年3月31日までに翌年度の農薬の使用計画を、毎年4月30日までに前年度の農薬の使用実績を知事に報告しなければならない。

(被害の防止)

第12 ゴルフ場事業者は、農薬の使用に当たっては、気象、地形等の条件を考慮し、当該ゴルフ場の農薬散布従事者その他の職員及び利用者並びに周辺地域の住民に被害を及ぼさないようにするとともに、水道水源及び水域の生活環境動植物に影響を及ぼさないように措置しなければならない。

(事故時の措置)

第13 ゴルフ場事業者は、当該ゴルフ場で使用された農薬に起因する被害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに、その状況を知事に報告するとともに、所在市町村及び関係市町村に通知し、及びその原因を究明し、必要な措置を講じなければならない。

(排出水の排出の制限)

第14 ゴルフ場事業者は、当該ゴルフ場の排水口（ゴルフ場から排出される水（以下「排出水」という。）がゴルフ場の区域からゴルフ場の区域外の水域に流出する地点をいう。以下同じ。）において、別表の農薬名の欄に掲げる農薬（次項第1号に掲げる農薬を除く。）について同表の指針値の欄に掲げる数値を超える濃度の排出水を排出してはならない。

2 ゴルフ場事業者は、当該ゴルフ場の排水口において、次の各号に掲げる農薬について当該各号に定める数値に十を乗じて得た数値を超える濃度の排出水を排出してはならない。

一 水質汚濁に係る農薬登録基準（平成20年7月23日環境省告示第60号）の表の農薬の成分の欄に掲げる農薬 同表の基準値の欄に掲げる数値

二 生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準（令和2年3月26日環境省告示第31号）の表の農薬の成分の欄に掲げる農薬 同表の基準値の欄に掲げる数値

(ゴルフ場の区域内の水質の監視)

第15 ゴルフ場事業者は、調整池での魚類の飼育等により、当該ゴルフ場の区域内の水質の状況を監視しなければならない。

(排出水の水質の測定)

第16 ゴルフ場を経営する者は、排出水の水質を年3回以上測定してその結果を記録し、少なくとも3年間保存しなければならない。

2 ゴルフ場を経営する者は、前項の規定による測定を実施したときは、速やかにその結果を知事に報告しなければならない。

(報告及び調査)

第17 知事は、必要があると認めるときは、ゴルフ場事業者に対し、農薬の使用状況等について報告を求め、又はその職員に、ゴルフ場に立ち入り、排水口、農薬の保管庫、帳簿その他の物件を調査させことがある。

(勧告及び公表)

第18 知事は、ゴルフ場における農薬の安全かつ適正な使用及び管理のため必要があると認めるときは、ゴルフ場事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けたゴルフ場事業者が当該勧告に従わないときは、その旨及び当該勧告の内容を公表することがある。

(市町村長との連携)

第19 知事は、市町村とゴルフ場における農薬の使用等に関する情報交換を行う等相互に密接な連携を図るものとする。

(施行事項)

第20 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に設置されているゴルフ場を経営している者は、当該ゴルフ場について、所在市町村等と環境保全協定を締結するよう努めなければならない。

附 則（平成3年告示第732号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成5年告示第87号）

この要綱は、平成5年3月1日から施行する。

附 則（平成8年告示第759号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の青森県ゴルフ場の設置等に係る環境保全調査等及びゴルフ場における農薬の適正使用等に関する要綱（以下「改正前の要綱」という。）第4第1項（改正前の要綱第8において準用する場合を含む。）の規定により提出されている環境保全調査書に係るゴルフ場の設置等については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行前に改正前の要綱の規定によりなされた報告、勧告及び公表は、それぞれ改正後の青森県ゴルフ場における農薬の適正使用等に関する要綱の相当規定によりなされた報告、勧告及び公表とみなす。

(青森県環境影響評価要綱の一部改正)

- 4 青森県環境影響評価要綱（平成8年10月青森県告示第711号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「現に」の下に「青森県ゴルフ場の設置等に係る環境保全調査等及びゴルフ場における農薬の適正使用等に関する要綱の一部を改正する要綱（平成8年11月青森県告示第759号）による改正前の」を加える。

附 則（平成9年告示第660号）

この要綱は、平成9年11月1日から施行する。

附 則（平成12年告示第182号）

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成14年告示第67号）

この要綱は、平成14年3月1日から施行する。

附 則（平成22年告示第822号）

この要綱は、告示の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成26年告示第5号）

この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

附 則（平成30年告示第267号）

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則（令和2年告示第587号）

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第14関係）
ゴルフ場の排水口における排出水の指針値

農 薬 名	指 針 値 (単位 1 リットルにつきミリグラム)
(殺虫剤)	
チオジカルブ	0.8
トリクロルホン (D E P)	0.05
ペルメトリン	1
ベンスルタップ	0.9
(殺菌剤)	
イプロジオン	3
シプロコナゾール	0.3
チウラム (チラム)	0.2
チオファネートメチル	3
トルクロホスメチル	2
バリダマイシン	12
ヒドロキシイソキサゾール (ヒメキサゾール)	1
ベノミル	0.2
(除草剤)	
シクロスルファムロン	0.8
シマジン (C A T)	0.03
トリクロビル	0.06
ナプロパミド	0.3
フラザスルフロン	0.3
M C P A イソプロピルアミン塩及びM C P A ナトリウム塩	0.051 (M C P A として)

青森県ゴルフ場における農薬の適正使用等に関する要綱実施細則

平成 2年 9月10日制定

平成 8年12月 2日改正

平成12年 3月24日改正

平成22年12月13日改正

第1 趣旨

この細則は、青森県ゴルフ場における農薬の適正使用等に関する要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 農薬の使用及び保管

農薬の使用及び保管については、要綱第5から第7までに定めるほか、洗浄液、残った散布液及び農薬の空容器の処分並びに使い残しの農薬の保管を適正に行うものとする。

第3 農薬使用管理責任者

1 要綱第8に規定する農薬使用管理責任者は、農薬の適正な使用及び保管のため、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 毎年度初めに、主要病害虫等防除時期の目安、使用農薬等を内容とする防除計画を作成すること。
- (2) 農薬の使用に係る作業日誌を作成し、農薬の名称、使用量、散布場所、散布面積、散布時期、対象病害虫及びその発生状況、使用機器、防除装備の種類、使い残した農薬、空容器及び使用器具の処理、当日の天候、事故の発生の有無及び講じた措置等を記録すること。
- (3) 農薬受払簿を作成し、農薬の購入量、使用量、残量等を正確に記録すること。

2 要綱第8第2項に規定する農薬使用管理責任者の選任等の報告は、別紙様式1によるものとする。

第4 農薬使用実績の記録

要綱第10に規定する農薬の使用実績の記録は、別紙様式2によるものとする

第5 農薬使用計画及び農薬使用実績

- 1 要綱第11に規定する農薬使用計画及び農薬使用実績の報告は、別紙様式3によるものとする。
- 2 知事は、前項の報告を受けたときは、所在市町村に報告内容を通知するものとする。
- 3 要綱第11の規定による報告は、ゴルフ場を設置しようとする者（ゴルフ場の設置に係る工事の請負人を含む。以下同じ。）についても適用するものとする。

第6 事故時の措置

要綱第13に規定する事故時の報告は、別紙様式4によるものとする。

第7 水質の監視

- 1 設置等予定者は、要綱第15に規定する水質の監視のため、必要に応じて複数の調整池を設置するなどによりゴルフ場の区域から区域外へ流出する水の大半が集水されるように調整池を設置するものとする。
- 2 要綱施行の際現に設置されているゴルフ場を経営している者は、前項の調整池を設置するよう努めるものとする。

第8 水質の測定

- 1 要綱第16に規定する水質の測定は、次により行うものとする。

(1) 採水地点

採水地点は、ゴルフ場の排水口のうちから、公共用水域への影響を考慮して選定すること。

(2) 測定項目

測定項目は、殺虫剤、殺菌剤及び除草剤について、使用量の多いものから主要な農薬成分を選定すること。

(3) 測定の時期等

水質の測定は、春季、夏季、秋季ごとに少なくとも各1回、計3回以上行うこと。

水質測定の時期は、流出する農薬の濃度が高い状態になると見込まれる時期（おおむね農薬の散布後1週間以内）とすること。

(4) 測定方法

要綱第16第2項に規定する測定結果の報告は、別紙様式5によること。

- 2 前項の水質の測定は、計量証明登録事業所（計量法（平成4年法律第51号）第107条第2号に規定する計量証明の事業の登録が行われている事業所をいう。）により行うものとする。
- 3 要綱第16の規定による水質の測定及びその報告は、ゴルフ場を設置しようとする者についても適用するものとする。

附 則

この細則は、平成2年9月10日から施行する。

附 則

この細則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年1月1日から施行する。

別紙様式1（第3関係）

年　月　日

青森県知事　　様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

印

農薬使用管理責任者選任（変更）報告書

農薬使用管理責任者を下記のとおり選任（変更）したので、青森県ゴルフ場における農薬の適正使用等に関する要綱第8第2項の規定により報告します。

記

1 ゴルフ場の名称

2 ゴルフ場の所在地

3 農薬使用管理責任者

職　　名	
氏　　名	
農薬使用管理責任者を選任(変更)した日	年　月　日
選　任　（　変　更　）　の　理　由	

注 1 変更の場合、職名及び氏名は変更前及び変更後を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

別紙様式2(第4関係)

注 1 用途欄は、殺虫剤、殺菌剤、除草剤、その他の（具体的に記入）とし、それぞれ別欄に個別に記入する。

2 使用農薬名（商品名）欄は、○○水和剤等具体的な商品名を記入する。
3 散布場所欄は、グリーン、ティーグラウンド、樹林地、その他の（具体的に記入）を記入する。
4 対象病害虫・雑草名欄は、主な病害虫及び雑草名を記入する。

農薬使用量欄は、希釈した散布、かん注、塗布等を記入する。
防除方法欄は、散布、スパッタ等を記入する。

参考欄は、農業散布者名及び散布後に残った農薬の処理状況を記入するものとし、また、防除を他人に委託した場合は、その委託先を記入する。

別紙様式3（第5関係）

年　月　日

青森県知事　　様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

印

農薬使用計画（実績）報告書

農薬使用計画（実績）書を下記のとおり作成したので、青森県ゴルフ場における農薬の適正使用等に関する要綱第11の規定により報告します。

記

1 ゴルフ場の名称

2 ゴルフ場の所在地

3 農薬使用計画（実績）（　　年度）
別添のとおり。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(別添)

年 度 農 葉 使 用 計 画 (実 績)

ゴルフ場名：_____， 農薬使用管理責任者名：_____， 農薬ホルム数：_____H, 総面積_____ha (内訳：グリーン_____ha, ティーグラウンド_____ha, フェアウエイ_____ha, ラフ_____ha, 樹林地_____ha, その他_____ha)

月	使用農薬名	対象病害虫 (雑草)	農薬使用量	使用延面積	防除方法	備考

月	使 用 (商 品 品 名)	農 薬 名 (商 品 品 名)	農薬の 種 類	使 用 場 所	対象病害虫 (雑草)	農薬使用量 kg/l	使 用 延面積 m ²	防 除 方 法	備 考			
									G	F	T	R
合 計	使 用農薬の種類 虫 菌 草 他	使 用回数 種 種 種 種	虫 菌 草 他	虫 菌 草 他	虫 菌 草 他	虫 菌 草 他	虫 菌 草 他	虫 菌 草 他	虫	菌	草	他

津 本春注各目に當該目にて記入する。

書類は、本種の種類によって、中華人民共和国の「書類」、日本では「文書」として記入される。

農薬使用量は、希釀後の量ではなく、農薬そのものの量を記入すること。
防除方法は、散布、塗布等の別及びスポット、全面等の別を記入すること。
防除効果は、希釀後を除いて、未記入とし、未記入を記入すること。

会計欄は下記のとおり記入する

①使用済みの種類については書類ごとの会員登録より、日々の出庫量を記入して貯蔵庫に登録する。貯蔵庫の種類によっては、貯蔵庫の回数についても登録する。

の会計簿に記入する。この場合、販売額は、販売額と同額の金額を記入する。

用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

別紙様式4（第6関係）

年　月　日

青森県知事　　様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

印

農薬使用に伴う事故報告書

ゴルフ場での農薬使用に伴う事故が発生したので、青森県ゴルフ場における農薬の適正使用等に関する要綱第13の規定により報告します。

記

- 1 ゴルフ場の名称
- 2 ゴルフ場の所在地
- 3 周辺環境等に対する被害
(有 · 無) 別添1のとおり。
- 4 中毒事故
(有 · 無) 別添2のとおり。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

(別添1)

周辺環境に対する被害発生状況

発生年月日	被害対象	発生場所	農薬名等	発生時の状況	症状	処置	被害の程度	備考

注 1 農薬と被害との因果関係が明確でないものについては、その旨を備考欄に記入すること。

2 農薬名等の欄には、該当する農薬の商品名、有効成分名及びその含有割合、剤型、毒物劇物の別等を記入すること。

3 被害対象の欄には、被害が水産動植物、農作物及び家畜等の場合、それぞれ水産動植物名、農作物名及び家畜名ごとに記入すること。

4 被害の程度の欄には、水産動植物の場合には被害金額、被害面積(面積が確定しがたい場合は、およその水域の範囲)及び被害戸数を、農作物の場合は、被害面積、被害戸数及び被害程度又は被害金額を具体的に記入すること。

5 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

(別添2)

中 毒 事 故 発 生 状 況

発生年月日	年齢	性別	中毒原因	発生場所	農薬名等	中毒発生時の状況	症 状	処 置	中毒の程度	備 考

注 1 農薬と被害との因果関係が明確でないものについては、その旨を備考欄に記入すること。

2 農薬名等の欄には、該当する農薬の商品名、有効成分名及びその含有割合、剤型、毒物劇物の別等を記入すること。

3 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

別紙様式5（第8関係）

年 月 日

青森県知事

様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

印

水質測定結果報告書

ゴルフ場の排水口における水質の測定を行ったので、青森県ゴルフ場における農薬の適正使用等に関する要綱第16第2項の規定により、その結果を報告します。

記

1 ゴルフ場の名称

2 ゴルフ場の所在地

3 水質測定結果

採 水	採水場所		採水前の分析農薬の散布状況
	採水年月日		
	採水時刻		
	天候		
	気温（℃）		
	水温（℃）		
	採水者		
水質 分析 結果 mg ／ 1	殺虫剤		採水直前の天候
	殺菌剤		
	除草剤		
	その他		特記事項
分析方法			
分析機関名			

注 1 採水場所がわかるような図面等を添付すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。